

(様式10)

自動販売機設置管理協定書

新発田市 新発田市長 二階堂 馨 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、乙が行政財産使用許可申請に基づき設置する自動販売機 (以下「自販機」という。) の設置管理に関し、行政財産使用許可書に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

(設置場所及び台数)

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

設置場所：

設置台数：台

(行政財産目的外使用の許可及び使用料)

第2条 乙は、甲の指定する期日までに、自販機の設置に伴う行政財産使用許可の申請及び使用料の納付を適正に行わなければならない。

(協定期間)

第3条 自販機の設置期間は、前条の乙の申請に対し甲が許可した期間とする。ただし、設置施設の運営形態や自動販売機設置の必要性を勘案し、甲が適当と判断した場合には、令和13年3月31日まで引き続き使用許可を行う。

2 本協定の期間は、前項に規定する自販機の設置期間とする。

(電気使用料)

第4条 乙は、自販機の運転による電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。

2 乙が負担する電気使用料の額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に基づき、甲が計算した額とする。

3 乙は、前項の規定による電気使用料を、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

(水道使用料)

第5条 水道を使用する自販機を設置した場合は、乙は使用相当分の水道料金を負担する。

2 乙が負担する水道使用料は、販売本数に応じて甲が計算した額とする。ただし、計算した水道使用料が年額100円未満の場合は100円とする。

3 乙は、前項の規定による水道使用料を、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

(自動販売機加算金)

第6条 自動販売機加算金は各自販機の各月の売上実績額に、加算率 . % を乗じて得た額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各自販機に係る各月ごとの売上本数、売上実績額及び加算金額を、当該月の翌月 日までに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、加算金を甲が指定する期日までに納めなければならない。

(設置費用等)

第7条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

(販売品目の構成等)

第8条 自販機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

(1) 販売品目については、(缶、ペットボトル、紙パック(ストロー付)等で密閉式の容器、紙コップの容器入りのもの、ビン類)、菓子(密封のもの)等とし、多品種、多品目とした構成とするよう努めること。

(2) 販売開始後に甲から(1)の販売品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応すること。

(3) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

(4) 酒類(いわゆるノンアルコール飲料を含む。)の販売は行わないこと。

(販売価格)

第9条 販売価格は、標準小売価格とする。

(維持管理責任等)

第10条 商品の補充及び金銭管理等自販機の維持管理については、乙は第三者(暴力団員に該当しない者に限る。)へ委託することができるものとする。

2 乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。

3 乙は、自販機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自販機を設置する日までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、自動販売機の管理関係等に関する届出書に当該委託契約書又は協定書等の写しを添え、甲に提出しなければならない。

4 乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、及びリサイクルしなければならない。

5 乙は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。

6 乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認した上で安全に設置しなければならない。

7 自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

(自販機設置の中止)

第11条 乙は、行政財産使用許可申請を取り下げることにより自販機の設置を中止す

ることができる。

2 前項の規定により行政財産使用許可申請を取り下げるときは、乙は4か月前までに書面により甲に申し出て、承認を得るものとする。

3 第1項の規定により行政財産使用許可申請を取り下げた場合においても、納付済の使用料は返還しない。

(協力関係)

第12条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(賠償責任)

第13条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において一切解決するものとする。ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

(自販機の盗難及び破損)

第14条 甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自販機の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。

2 乙は、自販機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。

3 甲は、自販機の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

4 第2項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

(売上調査)

第15条 甲は、必要に応じて、自販機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

(自販機の交換)

第16条 乙が、自販機の交換(リプレース)を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。

(協定解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産使用許可を取り消し、この協定を解除することができるものとする。

(1) 本協定の条項に違反したとき。

(2) 事業の存続が困難であると認められたとき。

(3) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

(4) 第4条、第5条、第6条及び第7条の規定による加算金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を3か月以上経過してもなお履行しないとき。

2 前項により協定が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

3 乙は前項の規定により協定が解除された場合には、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。

4 乙は、自販機を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

(原状回復)

第18条 乙は、協定期間が満了した場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、甲に返還する。ただし、甲が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(疑義の解釈等)

第19条 この協定書の定めに疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市 新発田市長

乙